

告示

埼玉県告示第五百号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和四年五月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和四年八月三十日（火）	さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和四年六月十三日（月）から七月一日（金）まで

埼玉県製菓衛生師試験センター（新越谷郵便局私書箱第一号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和四年十月六日（木）午前十時から同年十月七日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和四年十月六日（木）午前十時から同年十一月五日（土）午後五時まで